

厚生労働大臣の定める掲示事項 1

令和 7 年 4 月 1 日現在

I 入院基本料について

当院の一般病棟（病棟数 7 病棟、病床数 273 床）は、日勤・夜勤あわせて入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)がおります。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

朝 8 時 3 0 分～夕方 1 7 時まで	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 7 人以内です
夕方 1 6 時 3 0 分～深夜 1 時まで	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 12 人以内です
深夜 1 時～朝 9 時まで	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 12 人以内です

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策の基準を満たしております。

III D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、「DPC 対象病院」となっております。DPC とは、診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者さんの病名とその治療内容を基に厚生労働省が定めた 1 日あたりの金額からなる包括評価部分(投薬、注射、処置、入院料等)と、出来高評価部分(手術、麻酔、リハビリ、内視鏡検査、カテーテル検査等)を組み合わせる方法です。

IV 明細書発行体制について

当院では、医療情報の透明化および患者さんへの情報提供の積極的推進の観点から、診療費領収書発行の際に、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

V 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

2) 基本診療/特掲診療料に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に係る届出については、別掲の「施設基準一覧」をご参照ください。

厚生労働大臣の定める揭示事項 2

Ⅵ 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。

1) 特別療養環境の提供に係る費用

別掲の「特別療養環境の提供」をご参照ください。

2) 診断書・証明書及びその他保険外負担に係る費用

別掲の「患者実費負担一覧」をご参照ください。

3) 初診・再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介状なしに直接来院した患者さんについては、初診に係る費用として 7,700 円(税込)を徴収いたします。(時間外・休日 11,000 円)
ただし、緊急その他のやむを得ない事情により、他の保険医療機関の紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

※緊急その他のやむを得ない事情とは、救急車で搬送された場合(救急車に限らず緊急入院となった場合)・

救急で時間外(休日を含む)に来院された場合・生活保護法や公費負担医療制度の受給対象者・労働者災害補償保険法の対象患者を言います。

また、病状が安定して診療所等への紹介を受けた患者さんが、かかりつけ医の紹介なしに再受診した場合や、かかりつけ医への紹介を当院より申し出たが、引き続き当院での診察を希望された場合には、再診に係る費用として 3,300 円(税込)徴収いたします。(時間外・休日 5,500 円)

4) 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超える患者さんについては、療養担当規則により入院費用の一部が保険適用とならないため、特定療養費として 180 日を超えた日以降 1 日につき 600 円を徴収させていただきます。ただし重症な場合や厚生大臣が定める状態にある方についてはこの限りではありません。

Ⅶ がん性疼痛の緩和について

当院では、がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを、がん患者さんに提供しております。